本号で公布された法令のあらまし

◇都市農地の貸借の円滑化に関する法律の施行期日を定める政令（政令第二二二号）（農林水産省）

都市農地の貸借の円滑化に関する法律（平成三〇年法律第六八号）の施行期日は、平成三〇年九月一日とすることとした。

◇都市農地の貸借の円滑化に関する法律施行令（政令第二三四号）（農林水産省）

1　都市農地の貸借の円滑化に関する法律（平成三〇年法律第六八号。以下「法」という。）第四条第三項の政令で定める者は、地方公共団体とすることとした。（第一条関係）

2　特定都市農地貸付けについては、特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律施行令（平成元年政令第二五八号）の変更の承認及び承認の取消しの規定を準用することとした。（第二条関係）

3　2により市町村（特別区を含む。）が処理することとされている事務は、第一号法定受託事務とすることとした。（第三条関係）

4　この政令は、法の施行の日（平成三〇年九月一日）から施行することとした。

◇家畜保健衛生所法施行令の一部を改正する政令（政令第二三五号）（農林水産省）

1　家畜保健衛生所がその事務を適切に行うため必要な基準として、家畜の保健衛生上必要な試験及び検査の信頼性を確保するために必要な措置がとられるものであることを追加することとした。（第三号関係）

2　この政令は、平成三一年四月一日から施行することとした。

◇公的年金制度の持続可能性の向上を図るための国民年金法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（政令第二三六号）（厚生労働省）

1　国民年金法施行令の一部改正関係

㈠　国民年金の第一号被保険者が、国民年金法第九三条第一項の規定により保険料を前納した後、前納に係る期間の経過前において、公的年金制度の持続可能性の向上を図るための国民年金法等の一部を改正する法律（㈡において「持続可能性向上法」という。）第一条の規定による改正後の国民年金法第八八条の二の規定により前納に係る期間の保険料につきその全部又は一部を納付することを要しないものとされた場合は、その者の請求に基づき、前納した保険料のうち同条の規定により納付することを要しないものとされた保険料に係る期間（㈡において「産前産後保険料免除期間」という。）に係るものを還付することとした。（第九条第一項関係）

㈡　㈠に該当する場合の還付額は、国民年金の第一号被保険者が持続可能性向上法第一条の規定による改正後の国民年金法第八八条の二の規定に該当するに至った時において産前産後保険料免除期間につき保険料を前納するものとした場合におけるその前納すべき額に相当する額とすることとした。（第九条第二項関係）

2　施行期日

この政令は、平成三一年四月一日から施行することとした。

政　令

都市農地の貸借の円滑化に関する法律の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成三十年八月一日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第二百三十三号

都市農地の貸借の円滑化に関する法律の施行期日を定める政令

内閣は、都市農地の貸借の円滑化に関する法律（平成三十年法律第六十八号）附則第一条の規定に基づき、この政令を制定する。

都市農地の貸借の円滑化に関する法律の施行期日は、平成三十年九月一日とする。

総務大臣臨時代理　国務大臣　梶山　弘志
農林水産大臣　齋藤　健
国土交通大臣　石井　啓一
内閣総理大臣　安倍　晋三

都市農地の貸借の円滑化に関する法律施行令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成三十年八月一日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第二百三十四号

都市農地の貸借の円滑化に関する法律施行令

内閣は、都市農地の貸借の円滑化に関する法律（平成三十年法律第六十八号）第四条第三項並びに同法第十一条において準用する特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律（平成元年法律第五十八号）第三条第三項第四号及び第四項の規定に基づき、この政令を制定する。

（事業計画の認定に関する要件が緩和される者）

第一条　都市農地の貸借の円滑化に関する法律（以下「法」という。）第四条第三項の政令で定める者は、地方公共団体とする。

（特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律施行令の準用）

第二条　特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律施行令（平成元年政令第二百五十八号）第三条及び第四条の規定は、法第十条に規定する特定都市農地貸付けについて準用する。この場合において、同令第三条中「法」とあるのは「都市農地の貸借の円滑化に関する法律（平成三十年法律第六十八号）第十一条において準用する法（次条において「準用特定農地貸付法」という。）」と、同令第四条中「法第三条第三項」とあるのは「準用特定農地貸付法第三条第三項」と、同条第二項中「第七条」とあるのは「都市農地の貸借の円滑化に関する法律第十四条」と読み替えるものとする。

（事務の区分）

第三条　前条において読み替えて準用する特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律施行令第四条の規定により市町村（特別区を含む。）が処理することとされている事務は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。